

浄土宗スカウト連合協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、浄土宗スカウト連合協議会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、本部を浄土宗宗務庁内に置き、事務所を理事長の指定した場所に置く。

(目 的)

第3条 この会は、宗祖の教えに基づいて、青少年を教化育成するために、ボーイスカウト・ガールスカウト日本連盟の諸規程を遵守し、スカウト運動に協力あるいは支援するとともに宗内にスカウト運動の啓蒙を図り、また会員相互に連絡提携することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、その目的達成のために、次の事業を行う。

1. 仏教章（浄土宗）研修会の開催。
2. 浄土宗スカウト並びにその指導者・支援者の研修。
3. ボーイスカウト・ガールスカウト日本連盟主催行事における宗教礼拝等の宗教行事の実施。
4. 仏教スカウト連絡協議会等関連団体との連絡提携。
5. 機関紙『スカウト浄土』の発行。
6. 宗内へのスカウト運動の啓蒙。
7. 海外の浄土宗関連スカウトとの交流。
8. その他必要な事項。

(組 織)

第5条 この会は、以下のいずれかに該当し、本協議会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを了えた者をもって組織する。

1. 正会員

(1) 法人会員

ボーイスカウト・ガールスカウトの団を育成あるいはその活動に協力している浄土宗寺院もしくは宗内の教育機関・団体。

(2) 個人会員

浄土宗教師あるいは寺族もしくは浄土宗を信仰するスカウトで、ボーイスカウト・ガールスカウト日本連盟に加盟している者

2. 賛助会員

浄土宗寺院の檀信徒あるいは協力者で賛助会費を納入した者

3. 協力会員

当会主催の諸行事に奉仕する浄土宗を信仰するスカウトを協力会員として登録することができる

(総 裁)

第6条 この会は、浄土門主を総裁に推戴する。なお、理事会の発議により副総裁を推戴することができる。

(役 員)

第7条 この会に、次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名
3. 理事 6名以上
4. 監事 2名
5. 事務局長 1名

(役員を選出)

第8条 この会の役員を選出は、次の通りとする。

1. 理事長・副理事長は、理事会において理事より選出し、浄土宗宗務総長が委嘱する。
2. 理事は、総会において各地区から選出し、浄土宗宗務総長が委嘱する。
3. 監事は、理事会において会員中より選出し、浄土宗宗務総長が委嘱する。
4. 事務局長は、理事会において会員中より選出し、浄土宗宗務総長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 この会の役員の仕事は、次の通りとする。

1. 理事長は、この会を代表し、会務を統理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、会務を審議する。
4. 事務局長は、事務局を組織し、会務を執行する。
5. 監事は、会務及び経理を監査する。

(任 期)

第10条 この会の役員任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期終了後でも後任者の就任するまでは、なおその職務を行う。

(事務局)

第11条 この会に事務局を置き、理事長の同意を得て会務を執行する。

2. 事務局には、事務局長・次長及び局員を置き、次長及び局員は、事務局長が会員の中から指名し、理事長が委嘱する。
3. 事務局長は、事務局を代表し会計を含む会務を執行する。次長及び局員は、事務局長を補佐する。

(顧問・相談役)

第12条 この会は、理事会の推挙により顧問及び相談役を置くことができる。

(会 議)

第 13 条 この会の会議は、総会・理事会・正副理事長会・事務局会とする。

1. 総会は、正会員をもって構成し、年 1 回開催する。ただし、臨時総会を開くことができる。
2. 理事会・正副理事長会は、理事長が召集して開催する。
3. 事務局会は理事長の同意を得て、事務局長が召集して開催する。
4. 会議の定足数は、過半数(委任状を含む)とし、その議決は、出席者の多数決による。

第 14 条 この会に、各種委員会を置くことができる。

(予算・決算)

第 15 条 この会の予算・決算は、浄土宗宗務総長に報告するものとする。

(経 費)

第 16 条 この会の経費は、年会費・助成金・及び寄付金等をもってこれにあてる。

第 17 条 この会の正会員および賛助会員は、年会費を納入するものとする。会費の金額は、総会の議決によって別に定める。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(特別会計)

第 19 条 この会の活動を進める上で特別に必要な場合、特別会計を設けることができる。

1. 特別会計の設置は、理事会の審議を経た上で、総会の議決を経て、行うものとする。
2. この会の運営における一般会計に無理の生じない額を特別会計の積立金として予算計上できるものとする。
3. 本会計の用途を主に教材等を製作する場合とする。

(規約の改廃)

第 20 条 この会の規約の改廃は、総会の議決を経て、浄土宗宗務総長の認証をえるものとする。ただし、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

付 則

本規約は、昭和 39 年 7 月 30 日施行。

本規約は、昭和 48 年 4 月 1 日一部改正。

本規約は、昭和 50 年 4 月 1 日一部改正。

本規約は、昭和 54 年 4 月 1 日一部改正。

本親約は、昭和 58 年 4 月 29 日一部改正。

本規約は、昭和 59 年 2 月 25 日一部改正。

本規約は、平成 15 年 5 月 16 日一部改正。

本規約は、平成 17 年 5 月 20 日全面改定施行。

本規約は、平成 24 年 6 月 1 日一部改正。